



山陽学園大学・大学院
山陽学園短期大学
広報室 086-901-0537

担当者	山陽学園大学・山陽学園短期大学 入試広報部 豊岡秀明、佐井朋子 086-272-4024 (直通) 086-272-6254 (内線) 3527、3568
-----	--

平成 30 年 7 月 31 日配信

山陽学園大学・山陽学園短期大学

平成 30 年 7 月豪雨により被災した受験者に対する納付金の減免について（お知らせ）

平成 30 年 7 月豪雨により被災した受験者の経済的負担を軽減し、進学機会を確保を図る観点から、災害救助法が適用された地域の受験者を対象に、平成 31 年度入試において次のとおり納付金の減免を行いますのでお知らせします。

記

1 対象となる被害等

- (1) 災害により、居住する家屋が全壊、半壊、床上浸水した場合
- (2) 災害により、学費負担者が死亡した場合
- (3) その他、災害により学長が相当と認める事由がある場合

2 減免する納付金

上記 1 に該当する場合は、次の納付金について全額を減免します。なお、減免に当たっては、被災者の前年度収入金額が本学の定める基準額以下であることが必要です。

- (1) 入学検定料
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) その他の費用

(注) ① 本学の定める基準額

給与所得者の場合は 841 万円以下、給与所得者以外の場合は 355 万円以下、合算所得の場合は給与所得収入額と給与所得以外の金額の合計額が 841 万円以下とします。

- ② 授業料、その他の費用の全額減免は、初年次の前期分とします。
- ③ その他の費用には、教育充実資金、実験・実習料、施設拡充費が含まれます。

3 申請手続き

減免を希望する場合は、出願前に入試広報部まで電話で申し出てください。事前確認の後、出願書類に加えて、次の書類を提出していただきます。

- (1) 本学所定減免申請書
- (2) 行政機関が発行する罹災証明書
- (3) 学費負担者の家計状況が確認できる資料（源泉徴収票、確定申告書、所得証明書、収入証明書等の写し）
- (4) その他、状況に応じて大学が求める書類（該当者のみ）

4 その他

詳しい内容や具体的な出願事務については、入試広報部までお問い合わせください。

お問い合わせ先 入試広報部
〒703-8501 岡山市中区平井 1-14-1
Tel 086-272-4024 Fax 086-272-5504